

令和7年度版

保育士修学資金

実施の手引き

ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

新潟県社会福祉協議会

保育士修学資金担当

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

TEL 025-281-5605

<https://www.fukushiniigata.or.jp/>

保育士修学資金貸付等事業

〈保育士修学資金実施取扱細則〉

第1 趣旨

この実施取扱細則は、国及び新潟県の通知等に基づき実施する保育士修学資金貸付等事業の実施にあたって、その取扱いについて必要な事項を定める。

【国及び新潟県の通知等】

- ① 「保育士修学資金の貸付け等について」（令和5年6月7日付け こ成基第18号こども家庭庁長官通知）（最終改正：令和7年3月31日）
- ② 「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（令和6年12月27日付け こ成基第224号こども家庭庁成育局長通知）（最終改正：令和7年3月31日）
- ③ 「新潟県保育対策総合支援事業実施要綱」（平成28年1月28日付け児第1343号新潟県福祉保健部長通知）（最終改正：令和6年9月12日）

第2 実施主体

この貸付事業は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 目的

この貸付事業は、都道府県知事が指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学し、保育士の資格取得を目指す者に対し、保育士修学資金（以下「修学資金」という。）を貸付け、新潟県内の保育人材の確保を図ることを目的とする。

第4 貸付対象

1 貸付対象者

貸付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 新潟県に住民登録をしている者（養成施設の入学時期までに新潟県に住民登録をしていた者を含む。）
- (2) 養成施設に令和7年度に在学する者

県内の養成施設一覧 【別表1】参照（P13）

- (3) 養成施設を卒業後、保育士の資格を取得し、新潟県内（県内の新潟市以外と新潟市内のいずれか）又は指定の国立施設において、保育士として児童の保護等の業務（以下「保育士業務」という。）に従事しようとする者

児童の保護等の業務 【別表2】参照（P14）

- (4) 学業成績が優秀である者

学業成績の目安 【別表3】参照（P15）

(5) 修学に際し、経済的援助が必要である者

主たる家計支持者（父、母又はこれに代わって家計を支えている者）の前年の年収・所得金額が原則として、独立行政法人日本学生支援機構の家計基準「第二種奨学金」の金額以下の者とする。

なお、年収・所得金額は、原則として給与所得世帯は源泉徴収票の支払金額（税込）、給与所得以外の世帯は確定申告書等の所得金額（税込）とする。

（参考）4人世帯／自宅の場合

修業区分	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
大学	1,309万円	937万円
短大		
専修学校		

ただし、次に掲げる者については生活費の一部に相当する額の加算（以下「生活費加算」という。）を申請することができる。

- ① 貸付申請者が生活保護受給世帯の者
- ② 貸付申請者が生活保護受給世帯に準ずる世帯の者（前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者）
 - ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

2 貸付の対象とならない者

- (1) 本修学資金と趣旨が同様の国庫補助事業等を活用した貸付又は給付制度の利用者
日本学生支援機構の奨学金、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」、生活福祉資金の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金 等
- (2) 本修学資金と趣旨が同様の新潟県補助事業等を活用した貸付又は給付制度の利用者
- (3) 他の都道府県の本修学資金を借り受けている者

第5 貸付期間

1 貸付期間

養成施設に在学する期間とし、2年間を限度とする。

- 2 病気等真にやむを得ない事情により留年した期間の取扱い
貸付期間に加えるものとする。

第6 貸付金の種類及び貸付額

1 貸付金の種類及び貸付上限額（1万円を単位とする。）

貸付金は区分(1)の修学費月額に区分(2)から区分(4)の額を加算することができるものとし、貸付申請時に一括して申請するものとする。

なお、区分 (2) から区分 (4) のみの貸付けはできないものとする。

区 分	貸付額	留意事項
(1) 修学費月額	50,000 円以内	総額 1,200,000 円以内
(2) 入学準備金	200,000 円以内	
(3) 就職準備金	200,000 円以内	
(4) 生活費加算月額 ※1	40,000 円以内	総額 960,000 円以内

※1 生活費加算は、生活保護世帯の者又はそれに準ずる世帯の者が対象

- 2 貸付対象者により貸付けのできない貸付金の種類
貸付決定後も継続して生活保護を受給する者の生活費加算

第 7 貸付方法及び利子

- 1 貸付方法
県社協会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約による貸付けとする。
- 2 利子
無利子とする。

第 8 連帯保証人

貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

1 連帯保証人の責務

連帯保証人は、貸付契約の相手方である修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その債務は第 20 の規定による延滞利子を包含するものとする。

2 連帯保証人の要件

(1) 申請者が成年者の場合

原則として県内に住民登録をしている者であり、独立した生計を営む 65 歳未満の成年者 1 名を立てること（市町村民税が課税されていること）。

(2) 申請者が未成年者の場合

申請者の法定代理人 1 名を立てること。ただし、法定代理人が市町村民税非課税の場合は、法定代理人のほかに、原則として県内に住民登録をしており、独立した生計を営む 65 歳未満の成年者 1 名を別に立てること（市町村民税が課税されていること）。

【未成年者】申請日時点で 18 歳未満の者

3 連帯保証人の変更の申請及び承認

申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに新たに連帯して債務を負担しようとする者と連署のうえ、次の書類を会長に提出し、その承認を受けること。

(1) 提出書類

- ① 連帯保証人変更申請書（第 7-①号様式）
- ② 貸付契約の締結後に連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人となる者の所

第9 貸付けの申請

1 申請時期及び申請方法

貸付対象者である申請者は、各年度において会長が指定する期日までに、養成施設を經由して申請する。

2 申請書類

(1) 必要書類

- ① 保育士修学資金貸付申請書(第1-①号様式)又は保育士修学資金貸付申請書[生活費加算用](第1-②号様式)
- ② 養成施設の長の推薦書(第1-③号様式)
- ③ 世帯全員の住民票(申請日から3カ月以内で個人番号(マイナンバー)記載なしのもの)
- ④ 主たる家計支持者の所得課税証明書(市町村発行)

※ 生活費加算を申請する場合は、④の書類に代えて次の書類を提出するものとする。

- ・貸付申請者が生活保護受給世帯の者については生活保護受給証明書
- ・貸付申請者が生活保護受給世帯に準ずる世帯の者については市町村民税課税証明書(市町村発行)等

⑤ 連帯保証人の所得課税証明書(市町村発行)

(2) その他必要書類

養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者(以下「中高年離職者」という。)は、離職したことを証明する書類

第10 貸付けの審査及び決定

1 貸付けの審査

会長は、申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定する。

2 申請者への決定通知

(1) 貸付決定の場合

保育士修学資金貸付決定通知書(第2-①号様式)

(2) 貸付不承認の場合

保育士修学資金貸付不承認通知書(第2-②号様式)

3 養成施設の長への報告

会長は、養成施設の長に当該申請者の貸付けの可否を報告する。

第11 貸付契約の締結

貸付契約を締結するため、借受人は連帯保証人と連署し、次の書類を会長に提出する。

1 提出書類

- (1) 保育士修学資金貸付契約書(第2-③号様式) 2通
- (2) 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し
- (3) 貸付金の交付先を証明する借受人名義の銀行口座通帳の写し

2 貸付契約書等の提出期限

貸付決定通知を受けた日から14日以内とする。

- 3 貸付契約書を提出しない場合の取扱い
借受けを辞退したものとみなす。

第12 貸付金の交付方法及び交付時期

- 1 交付方法
借受人名義の銀行口座に口座振替の方法により交付する。
- 2 貸付金の交付方法
 - (1) 修学費及び生活費加算の月額貸付金は、年2回に分けて交付する。
 - (2) 入学準備金は、月額貸付金の初回交付時に併せて交付する。
 - (3) 就職準備金は、月額貸付金の最終交付時に併せて交付する。
- 3 交付時期
 - (1) 新規に貸付けの決定を受けた借受人の場合
貸付契約書等の提出があった後の会長が指定する日
 - (2) 養成施設に在学し継続して貸付金の交付を受ける借受人の場合
養成施設の長からの在学状況の報告があった後の5月31日及び10月31日
- 4 特別な事情がある場合の措置
会長は、特別な事情があるときは、他の方法及び時期に交付することができる。

第13 貸付けの休止

会長は、借受人に次に掲げる事由が生じたときは、貸付けを休止する。

- 1 休止をする事由
 - (1) 借受人が休学したとき
 - (2) 借受人が停学の処分を受けたとき
- 2 休止の期間
休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までとする。
- 3 既に貸付金が交付されている場合の取扱い
既に交付された貸付金は、借受人が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けたものとみなす。
- 4 病気等真にやむを得ない事情で休学した場合の取扱い
 - (1) 授業料等を徴収しない場合
貸付けの交付を休止
 - (2) 授業料等を徴収される場合
貸付けを継続し交付
- 5 休止にかかる届出
借受人は、休止の事由が発生又は留年したときは、速やかに次の書類を会長に提出する。
退学・休学・停学・復学・留年届（第7-⑤号様式）

第14 貸付契約の解除

会長は、借受人に次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、貸付契約を解除する。

- 1 貸付契約を解除する事由

- (1) 養成施設を退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき
- (4) 貸付期間中に貸付けを受けることを辞退したとき
- (5) 死亡したとき
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

2 貸付契約の解除にかかる届出

借受人又は連帯保証人は、解除の事由が発生したときは、直ちに次の該当する書類を会長に提出する。

- (1) 退学・休学・停学・復学・留年届（第7-⑤号様式）
- (2) 保育士修学資金貸付辞退届（第7-⑥号様式）
- (3) 死亡届（第7-③号様式）及びその事実を証明する書類
- (4) 保育士修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

第15 借用証書の提出

借受人は、連帯保証人と連署し、次の書類を会長に提出する。

1 提出書類

保育士修学資金借用証書（第2-④号様式）

2 借用証書の提出期限

修学資金の最後の貸付けの交付を受けた後の会長が指定する日

第16 卒業届の提出

借受人は、養成施設を卒業したときは、次の書類を会長に提出する。

1 提出書類

養成施設卒業届（第3-①号様式）

(1) 卒業後の事情に応じて必要な申請書類

① 返還を開始する場合

保育士修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

② 返還の債務の猶予申請をする場合

保育士修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）及び必要な提出書類

2 提出期限

養成施設を卒業した日から14日以内とする。

第17 返還

借受人は、次の期間及び方法により、貸付けを受けた修学資金を返還する。

1 返還の開始日

次のいずれかの事由が生じた日の属する月の翌月から開始する。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき
- (3) 貸付けの申請において従事先として選択し、貸付けの決定を受けた地域（県内の新潟市以外と新潟市内のいずれか）（以下「貸付けを受けた地域」という。）以外で保育士業務

に従事したとき（指定の国立施設を除く）

- (4) 保育士業務に従事する意思がなくなったとき
- (5) 保育士業務の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (6) 返還の債務の履行猶予期間が終了したとき

2 返還期間

次のいずれかの期間とする。

- (1) 当該貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間
ただし、生活費加算した場合については、当該貸付けを受けた期間の3倍に相当する期間
- (2) 返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間

3 返還の方法

月賦又は半年賦の均等払方式とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

4 返還の開始にあたっての提出書類

借受人は、返還開始の事由が生じたときは、次の書類を会長に提出し承認を受けること。

(1) 提出書類

① 申請書

保育士修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

② 事由による書類

ア 貸付契約の解除にかかる届出の書類

イ 死亡届（第7-③号様式）及びその事実を証明する書類

(2) 提出期限

返還開始の事由が生じた日から起算して1月以内とする。

(3) 提出書類を提出しない場合の取扱い

会長は、保育士修学資金貸付決定通知書に記載した方法により返還させるものとし、借受人に通知する。

5 返還計画の変更

借受人は、返還計画を変更しようとするときは、次の書類を会長に提出し承認を受けること。

(1) 変更ができる事項

返還方法の変更に伴う返還期間、返還回数及び1回当たりの返還金額

(2) 提出書類

保育士修学資金返還計画変更承認申請書（第4-②号様式）

第18 返還の債務の履行猶予

会長は、借受人が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、返還の債務の履行を猶予することができる。

返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、必要な書類により会長に申請すること。

1 返還の債務の履行を猶予する事由、猶予期間及び提出書類

- (1) 貸付契約が解除された後も引き続き養成施設に在学しているとき

① 猶予期間

貸付契約の解除する日の属する月の翌月からその養成施設に在学しなくなった日の属する月までの期間

② 提出書類

ア 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

イ 養成施設の在学証明書

(2) 貸付けを受けた地域において指定の保育士業務に従事しているとき

① 猶予期間

ア 保育士業務に従事した日の属する月からその業務に従事しなくなった日の属する月までの最長5年の期間

イ 中高年離職者又は国が規定する過疎地域、離島及び中山間地域等において従事する者（以下「中高年離職者等」という。）は最長3年の期間

国が規定する過疎地域、離島若しくは中山間地域等 【別表4】参照（P16）

※ 新潟県内は全域対象地域に該当

ただし、借受人の意思によらない人事異動、結婚による県内での転居等により貸付けを受けた地域以外で保育士業務に従事している場合は、この期間をア又はイの従事期間に参入するものとする。

② 提出書類

ア 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

イ 保育士業務従事届（第3-③号様式）

③ 毎年度の業務従事状況の報告（年2回）

ア 借受人は、4月から9月までの業務従事状況を毎年10月20日までに、10月から3月までの業務従事状況を毎年4月20日までに、会長に報告する。

イ 提出書類

保育士業務従事状況報告書（第3-⑤号様式）

ウ 従事状況報告書を提出しない場合の取扱い

会長は、保育士修学資金貸付決定通知書に記載した方法により返還を求めるものとし、借受人に通知する。

(3) 養成施設を卒業後1年以内に貸付けを受けた地域において指定の保育士業務に従事できなかったが、その業務に従事する意思があると認められるとき

① 猶予期間

ア 養成施設を卒業した日の属する月の翌月から当該卒業の日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間

イ 保育士業務に従事する意思がなくなったときは、養成施設を卒業した日の属する月の翌月からその意思がなくなった日の属する月までの期間

② 提出書類

保育士修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

(4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務の履行が困難であると認められるとき

① 猶予期間

会長が認めた期間

② 提出書類

ア 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-②号様式）

イ その事由となる事実を証明する書類

2 申請書の提出期限

猶予の事由が発生した日から14日以内とする。

3 審査及び通知

会長は、申請書類の内容を確認し、返還の債務の猶予の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

第19 返還の債務の免除

会長は、借受人が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、返還の債務を免除することができる。

返還の債務の免除を受けようとする者は、必要な書類により会長に申請すること。

1 返還の債務を免除する事由及び免除額

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録したうえで貸付けを受けた地域において保育士業務に従事し、かつ、保育士登録日と保育士業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き3年間（国立児童自立支援施設など、指定の県外国立施設に従事する場合（中高年離職者除く）は5年間）従事したとき。

① 「卒業した日から1年以内」の取扱い

返還債務の履行が次の事由により猶予されているときは、「卒業した日から1年以内」としている従事するまでの期間は、下表に掲げる期間とする。

第18-1-(3)-①	卒業後1年以内に貸付けを受けた地域において指定の保育士業務に従事できなかったが、その業務に従事する意思があるとき	→	「卒業した日から2年以内」
-------------	--	---	---------------

② 「貸付けを受けた地域」の取扱い

借受人の意思によらない人事異動、結婚による県内での転居等により貸付けを受けた地域以外で保育士業務に従事している場合は、この期間を従事期間に参入するものとする。

③ 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部

- (2) 保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき

① 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部

- (3) 保育士登録簿に登録したうえで貸付けを受けた地域において保育士業務に2年以上従事したとき

なお、貸付けを受けた地域の取扱いは、第19-1-(1)-②と同様とする。

① 適用を除外する要件

ア 本人の責による事由により免職された者

イ 災害、疾病、負傷などの特別な事情がなく退職した者

② 免除額

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）に、保育士業務に従事した月数を、修学資金の貸付けを受けた月数の2分の3（県外で従事する場合（中高年離職者除く）等については2分の5）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする。）を乗じて得た額とする。

(4) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付金を返還することができなくなったとき

① 適用する要件

相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合

② 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

(5) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

① 適用する要件

相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合

② 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

2 申請書類

- (1) 保育士修学資金返還債務免除申請書（第6-①号様式）
- (2) その事由となる事実を証明する書類

3 審査及び通知

会長は、申請書類の内容を確認し、返還の債務の免除の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

会長は、免除事由の(5)長期間所在不明等で返還が困難である場合にあっては、新潟県知事の承認を得るものとする。

第20 延滞利子

会長は、借受人が災害その他正当な理由がなく返還事由の生じた日の属する月の翌月から返還期間内までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収する。

1 延滞利子の割合

年3パーセントとする。

2 延滞利子の計算

最終返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて計算する。

3 延滞利子の徴収免除

徴収する延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、徴収しないことができる。

第21 変更等届出

借受人又は連帯保証人は、次に掲げる事情が生じたときは、速やかに次の届出を会長に届け出

ること。

- 1 借受人又は連帯保証人の氏名又は住所が変更したとき
 - (1) 氏名・住所変更届（第7-②号様式）
 - (2) 氏名変更は変更があった者の戸籍抄本、住所変更は変更があった者の住民票抄本
- 2 保育士登録簿に登録されたとき
 - (1) 保育士登録届（第3-②号様式）
 - (2) 登録証の写し
- 3 保育士業務の従事先を変更したとき
保育士業務従事先等変更届（第3-④号様式）
- 4 連帯保証人が死亡したとき
 - (1) 連帯保証人死亡届（第7-④号様式）
 - (2) その事実を証明する書類

第22 養成施設の長の推薦及び報告等

養成施設の長は、当該養成施設の学生を把握し、会長に申請者の推薦及び借受人の状況報告等を行うことにより、この貸付事業の適正な運営に協力する。

- 1 修学資金貸付事業の周知等
会長からこの貸付事業の当該年度における実施通知を受けたときは、当該養成施設に在学する者に対し、周知並びに相談等の支援を行う。
- 2 推薦及び申請の取りまとめ等
 - (1) 推薦順位を付した推薦書（第1-③号様式）の作成
 - (2) 申請に必要な書類を取りまとめ、会長が指定する期日までに提出
- 3 在学している借受人の状況把握等
 - (1) 借受人の状況把握及び修学への相談支援
 - (2) 借受人の状況に変化があったときは、会長への届出の指導
 - (3) 退学・休学・停学・復学・留年届（第7-⑤号様式）の証明
- 4 在学している借受人の当該年度の在籍状況の報告
 - (1) 養成施設在学状況報告書（第8-①号様式）により報告
 - (2) 毎年4月20日までに提出
- 5 卒業する借受人の就業等の状況報告
 - (1) 養成施設卒業状況報告書（第8-②号様式）により報告
 - (2) 卒業した日から14日以内に提出

第23 その他

この実施取扱細則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この実施取扱細則は、令和3年6月28日から施行し令和3年4月1日から適用する。
- 2 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4、第5、第8）は、令和3年8月23日から施行し令和4年4月1日から適用する。
- 3 この実施取扱細則の一部改正（第1、第4、第8、第9、第18）は、令和5年4月1日から

適用する。

- 4 この実施取扱細則の一部改正（第 1、第 4、第 5、第 18、第 19）は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この実施取扱細則の一部改正（第 1、第 4、第 18、第 19）は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この実施取扱細則の一部改正（第 1、第 4、第 18）は、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。

【別表1】

【令和7年4月1日予定】

新潟県内の養成施設一覧

	保育士養成施設の名称	課程名	郵便番号	所在地	電話番号	修業年限	開講形態
1	新潟青陵大学	福祉心理子ども学部 子ども発達学科	951-8121	新潟市中央区水道町1-5939	025-266-8833	4年	昼間部
2	新潟県立大学	人間生活学部 子ども学科	950-8680	新潟市東区海老ヶ瀬471	025-270-1300	4年	昼間部
3	上越教育大学	学校教育学部 初等教育教員養成課程	943-8512	上越市山屋敷町1番地	025-522-2411	4年	昼間部
4	新潟青陵大学短期大学部	幼児教育学科	951-8121	新潟市中央区水道町1-5939	025-266-8833	2年	昼間部
5	日本こども福祉専門学校	こども保育学科	950-0086	新潟市中央区花園1-4-8	025-240-4810	2年	昼間部
6	新潟こども医療専門学校	こども学科	950-0084	新潟市中央区明石1-3-5	025-241-0136	2年	昼間部
		こども発達学科				3年	昼間部
		こども未来学科				4年	昼間部
7	国際こども・福祉カレッジ	こども保育学科	950-0086	新潟市中央区花園1-1-12	025-240-6610	2年	昼間部
		こども福祉教育学科				3年	昼間部
		児童教育学科				4年	昼間部
8	ひまわり幼児教育専門学院	こども学科	950-0034	新潟市東区浜谷町2-5-34	025-274-7000	2年	昼間部
9	新潟こども保育カレッジ	こども保育科	950-0911	新潟市中央区笹口1-12-4	025-255-1022	2年	昼間部
10	新潟中央短期大学	幼児教育科	959-1321	加茂市希望ヶ丘2909-2	0256-52-2120	2年	昼間部
11	北陸福祉保育専門学院	こども学科	940-0034	長岡市福住1-5-25	0258-32-0288	2年	昼間部
		こども未来学科				4年 (1～2年次)	昼間部
12	長岡こども福祉カレッジ	こども保育科	940-0064	長岡市殿町1-1-32	0258-37-2058	2年	昼間部
13	長岡こども・医療・介護専門学校	こども保育科	940-0047	長岡市弓町1-8-34	0258-37-3588	2年	昼間部
		こども保育総合科				3年	昼間部
14	上越公務員・情報ビジネス専門学校	こども保育幼稚園科	943-0824	上越市北城町3-4-1	025-522-4511	3年	昼間部

【別表2】 児童の保護等の業務

区域	法令等		施設等種別
全 国			国立児童自立支援施設
			国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設
			肢体不自由児施設「整肢療護園」
			重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
新 潟 県 内	児童福祉法	第6条の2の2第2項及び同条第3項	児童発達支援センターその他内閣府令で定める施設
		第7条	助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			幼保連携型認定こども園
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
			児童心理治療施設
			児童自立支援施設
			児童家庭支援センター及び里親支援センター
		第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の6	指定保育士養成施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	ア 法第59条の2の規定により届出をした施設
			イ アに掲げるもののほか、都道府県が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
			ウ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
			エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
			オ 国、都道府県又は市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
		第6条の3第2項に規定され、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
		第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
		第6条の3第23項に規定され、第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を認可を受けたもの	乳児等通園支援事業
		第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	学校教育法	第1条	教育時間の終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
			「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
		第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業	「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を実施する施設

【別表 3】 学業成績の目安（次のいずれかに該当する者）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 高等学校などにおける成績が、平均水準以上の者② 特定の分野において、特に優れた資質能力があると認められる者③ 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者 |
|--|

令和6年4月1日時点

市町村			過疎		山村		離島	辺地	豪雪		特豪		特定農山村		
			過疎		全部	一部			全部	一部	全部	一部	全部	一部	
			全部	一部											
市	妙高市	新井市	◎			△		△						△	
		妙高高原町				△			◎		◎			○	
	五泉市	妙高村						△						△	
		五村松町		○		△		△	◎				○	△	
	上越市	上越市						△					○	△	
		柿崎町		○									○	△	
		大潟町											○		
		安塚町		○				△					○	○	
		浦川原村		○								○			
		大島村		○								○		○	
		牧村		○					◎			○		○	
		頸城村													
		吉川町		○					△				○	△	
		中郷村		○									○	△	
	阿賀野市	板倉町		○									○		
		清里村		○									○		
		三和村		○									○		
		名立町		○		△		△					○	○	
		安田町													
		京ヶ瀬村							◎						
		水原町													
		笹神村		○											
		佐渡市	両津市												○
			相川町												○
	佐和田町													○	
	金井町														
	新穂村		◎					◎	◎						
	真野町													○	
	小木町														
	魚沼市	羽茂村												△	
赤泊村													○		
堀之内町								△							
小出町		◎							◎		◎		○		
南魚沼市	湯之谷村				○								○		
	広神村				△		△						○		
	守門村				○		△						○		
	広瀬村				○		△						○		
胎内市	六日町						△	◎			◎		△		
	大塩沢町				△		△						△		
	中条町						△	◎							
町村	北蒲	聖籠町							◎						
	西蒲	弥彦村							◎						
	南蒲	田上町							◎						
	東蒲阿賀町	津川町	◎			△		△							
		鹿瀬町				△		△	◎		◎		◎		
		上川村				△		△							
		三島川				○		△							
	三島	出雲崎町	◎					△	◎					△	
	南魚	湯沢町				△		△	◎		◎		◎		
	中魚	津南町	◎					△	◎		◎			△	
刈羽	刈羽村						△	◎							
岩船	関川村	◎		◎			△	◎		◎		◎			
	粟島浦村	◎				◎	△	◎				◎			

過疎欄：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域
山村欄：「山村振興法」に基づく振興山村
離島欄：「離島振興法」に基づく離島振興対策実施地域
辺地欄：「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法」に基づく辺地
豪雪欄・特豪欄：「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく豪雪地帯及び特別豪雪地帯
特定農山村欄：「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づく特定農山村地域

様 式 目 次

	様 式 名	様式番号	ページ
1	保育士修学資金貸付申請書	第 1-①号様式	17～18
2	保育士修学資金貸付申請書[生活費加算用]	第 1-②号様式	19～20
3	養成施設の長の推薦書	第 1-③号様式	21
4	保育士修学資金貸付決定通知書	第 2-①号様式	22
5	保育士修学資金貸付不承認通知書	第 2-②号様式	23
6	保育士修学資金貸付契約書	第 2-③号様式	24～25
7	保育士修学資金借用証書	第 2-④号様式	26
8	養成施設卒業届	第 3-①号様式	27
9	保育士登録届	第 3-②号様式	28
10	保育士業務従事届	第 3-③号様式	29
11	保育士業務従事先等変更届	第 3-④号様式	30
12	保育士業務従事状況報告書	第 3-⑤号様式	31
13	保育士修学資金返還計画申請書	第 4-①号様式	32
14	保育士修学資金返還計画変更承認申請書	第 4-②号様式	33
15	保育士修学資金返還債務履行猶予申請書	第 5-①号様式	34
16	保育士修学資金返還債務履行猶予申請書	第 5-②号様式	35～36
17	保育士修学資金返還債務免除申請書	第 6-①号様式	37
18	連帯保証人変更申請書	第 7-①号様式	38～39
19	氏名・住所変更届	第 7-②号様式	40
20	死亡届	第 7-③号様式	41
21	連帯保証人死亡届	第 7-④号様式	42
22	退学・休学・停学・復学・留年届	第 7-⑤号様式	43
23	保育士修学資金貸付辞退届	第 7-⑥号様式	44
24	養成施設在学状況報告書	第 8-①号様式	45
25	養成施設卒業状況報告書	第 8-②号様式	46

※ 必要な書類はコピーをとって使用してください。

【貸付決定後の主な手続きに必要な提出書類一覧】

区 分	様式名称及び提出書類	様式番号
契 約	① 保育士修学資金貸付契約書 ② 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し ③ 借受人名義の銀行口座通帳の写し	第 2 - ③ 号様式
	① 保育士修学資金借用証書	第 2 - ④ 号様式
卒業・従事	① 養成施設卒業届 ② 保育士登録届 ③ 保育士証の写し ④ 保育士業務従事届 ⑤ 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書	第 3 - ① 号様式 第 3 - ② 号様式 第 3 - ③ 号様式 第 5 - ① 号様式
	① 保育士業務従事先変更届	第 3 - ④ 号様式
	① 保育士業務従事状況報告書	第 3 - ⑤ 号様式
	① 保育士修学資金返還計画申請書 ② その事由により必要な書類	第 4 - ① 号様式
	① 保育士修学資金返還計画変更承認申請書	第 4 - ② 号様式
返 還	① 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書 ② その事由により必要な提出書類 ※細則第18-1 (1) ～ (3) に該当する場合	第 5 - ① 号様式
	① 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書 ② その事由により必要な提出書類 ※細則第18-1 (4) に該当する場合	第 5 - ② 号様式
猶 予	① 保育士修学資金返還債務免除申請書 ② その事由となる事実を証明する書類	第 6 - ① 号様式
	① 連帯保証人変更申請書 ② 新たな連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し	第 7 - ① 号様式
変更等	① 氏名・住所変更届 ② 氏名変更は戸籍抄本・住所変更は住民票抄本	第 7 - ② 号様式
	① 死亡届 ② その事実を証明する書類	第 7 - ③ 号様式
	① 連帯保証人死亡届 ② その事実を証明する書類	第 7 - ④ 号様式
	① 退学・休学・停学・復学・留年届	第 7 - ⑤ 号様式
	① 保育士修学資金貸付辞退届	第 7 - ⑥ 号様式
	① 養成施設在学状況報告書 ② 養成施設卒業状況報告書	第 8 - ① 号様式 第 8 - ② 号様式

保育士修学資金貸付申請書

(保育士修学資金)

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請日 令和 年 月 日

申請者(自署) 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名
生年月日

年 月 日

印

保育士修学資金の貸付けを次のとおり関係書類を添えて申請します。
また、個人情報の取扱いに関する事項(裏面記載)について同意します。

在学する養成施設の 名称・学部学科・ 卒業予定等	[養成施設名]		
	[学部学科名]		
	第 学年在学	入学年月: 年 月	卒業予定: 年 月
貸付希望期間及び金額 (貸付金額は万円単位)	① 修学費	月額 円を () 年 () 月から () 年 () 月までの 力月分で () 円 (月額5万円以内) ※貸付希望期間は在学する2年間を上限とします。 上限120万円	
	② 入学準備金	() 円 (20万円以内)	
	③ 就職準備金	() 円 (20万円以内)	
	④ 計	①+②+③ () 円	
貸付金の返還方法 (いずれかに○)	1 月賦 2 半年賦		
他制度の利用状況 (いずれかに○)	1 無し 2 申請中(資金名称:) 3 受給中(資金名称:)		
卒業後の 希望従事地域 (いずれかに○)	1 県内の新潟市以外の市町村		
	2 新潟市内		

注1 「他制度の利用状況」欄は、該当する番号を○で囲み、申請中又は受給中の場合は資金名称を記入すること。

注2 「卒業後の希望従事地域」欄で選択した地域以外で従事した場合、貸付金の返還となる場合があります。

○申請者の世帯状況

世帯構成	氏 名	続 柄	年 齢	月所得(円)	職業(会社員・自営業・学生等)
申 請 者		本人			
家計支持者					(携帯番号)
世帯の月所得合計額					円

注1 家計支持者は「職業」欄に、職業および携帯番号を記入すること。

注2 世帯全員の直近の状況を記入すること。

申請者が保育士修学資金の貸付を受けたときは、当該貸付を受けた修学資金の返還について、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（下記）について同意します。

【連帯保証人 1】独立した生計を営む者

ふりがな 氏 名（年齢）	----- (満 歳)		
申請者との続柄		収入（月収）金額	円
住所・電話番号	〒 TEL		
職業及び勤務先	【職 業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 TEL		

【連帯保証人 2】申請者の法定代理人（申請日時点で申請者が未成年の場合）

ふりがな 氏 名（年齢）	----- (満 歳)		
申請者との続柄		収入（月収）金額	円
住所・電話番号	〒 TEL		
職業及び勤務先	【職 業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 TEL		

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「保育士修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
 - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
 - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

添付書類	☐ 養成施設の長の推薦書（第1-③号様式） ☐ 世帯全員の住民票（申請日から3カ月以内でマイナンバー記載なしのもの） ☐ 家計支持者の収入を証明する書類（所得課税証明書（市町村発行）） ☐ 連帯保証人の収入を証明する書類（所得課税証明書（市町村発行）） ☐ 中高年離職者に該当する申請者は離職をしたことを証明する書類
------	---

注 「中高年離職者」とは、養成施設の入学時に45歳以上の者であり、離職して2年以内の者

保育士修学資金貸付申請書【生活費加算用】 (保育士修学資金)

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請日 令和 年 月 日

申請者(自署) 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名
生年月日

年 月 日

印

保育士修学資金の貸付けを次のとおり関係書類を添えて申請します。
また、個人情報の取扱いに関する事項(裏面記載)について同意します。

在学する養成施設の 名称・学部学科・ 卒業予定等	[養成施設名]		
	[学部学科名]		
	第 学年在学	入学年月: 年 月	卒業予定: 年 月
貸付希望期間及び金額 (貸付金額は万円単位)	① 修学費	月額_____円を ()年()月から()年()月までの _____カ月分で()円 (月額5万円以内) ※貸付希望期間は在学する2年間を上限とします。 上限120万円	
	② 入学準備金	()円 (20万円以内)	
	③ 就職準備金	()円 (20万円以内)	
	④ 生活費加算	月額_____円を ()年()月から()年()月までの _____カ月分で()円 (月額4万円以内) ※貸付希望期間は在学する2年間を上限とします。 上限96万円	
	⑤ 計	①+②+③+④()円	
貸付金の返還方法 (いずれかに○)	1 月賦 2 半年賦		
他制度の利用状況 (いずれかに○)	1 無し 2 申請中(資金名称:) 3 受給中(資金名称:)		
卒業後の 希望従事地域 (いずれかに○)	1 県内の新潟市以外の市町村		
	2 新潟市内		

注1 「他制度の利用状況」欄は、該当する番号を○で囲み、申請中又は受給中の場合は資金名称を記入すること。

注2 「卒業後の希望従事地域」欄で選択した地域以外で従事した場合、貸付金の返還となる場合があります。

○申請者の世帯状況

世帯構成	氏 名	続 柄	年 齢	月所得(円)	職業(会社員・自営業・学生等)
申 請 者		本人			
家計支持者					(携帯番号)
世帯の月所得合計額					円

注1 家計支持者は「職業」欄に、職業および携帯番号を記入すること。

注2 世帯全員の直近の状況を記入すること。

申請者が保育士修学資金の貸付を受けたときは、当該貸付を受けた修学資金の返還について、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（下記）について同意します。

【連帯保証人 1】 独立した生計を営む者

ふりがな 氏 名（年齢）	----- (満 歳)		
申請者との続柄		収入（月収）金額	円
住所・電話番号	〒 TEL		
職業及び勤務先	【職 業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 TEL		

【連帯保証人 2】 申請者の法定代理人（申請日時点で申請者が未成年の場合）

ふりがな 氏 名（年齢）	----- (満 歳)		
申請者との続柄		収入（月収）金額	円
住所・電話番号	〒 TEL		
職業及び勤務先	【職 業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 TEL		

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「保育士修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
 - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
 - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながつたコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

添付書類	☐ 養成施設の長の推薦書（第1-③号様式） ☐ 世帯全員の住民票（申請日から3カ月以内でマイナンバー記載なしのもの） ☐ 生活保護世帯の者は生活保護受給証明書、生活保護世帯に準ずる世帯の者は市町村民税非課税証明書（市町村発行）等 ☐ 連帯保証人の収入を証明する書類（所得課税証明書（市町村発行）） ☐ 中高年離職者に該当する申請者は離職をしたことを証明する書類
------	---

注 「中高年離職者」とは、養成施設の入学時に45歳以上の者であり、離職して2年以内の者

養成施設の長の推薦書 (保育士修学資金)

推薦を受ける者の氏名		
在学する養成施設名等	[養成施設名] [学部学科名] (年 月入学 ・ 第 学年)	
推薦順位	新潟市以外	位 / 人中
	新潟市内	位 / 人中
所見・推薦理由 ○人物・成績・経済的援助 の必要性及び卒業後の意 思確認等	※人物・成績・経済的援助の必要性等の所見に加え、卒業後、保育士として県内において児童の保護等の業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記載してください。	
他制度の利用状況	1 申請又は受給していない 2 申請又は受給している ① 資金の名称： ② 本修学資金の貸付が決定した場合の意思：	

上記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦します。

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

養成施設の所在地

養成施設の名称

養成施設の長の職名及び氏名

(印)

保育士修学資金貸付決定通知書

新社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長

年 月 日付けで申請のあった保育士修学資金の貸付けについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

保育士修学資金	
氏 名	
貸付決定番号	
卒業後の従事地域	県内の新潟市以外 新 潟 市 内 ※「卒業後の従事地域」以外で従事した場合、貸付金の返還となる場合があります。
貸 付 金 額	修学費月額計 円（月額 万円を 年 月分） 入学準備金 円 就職準備金 円 生活費加算月額計 円（月額 万円を 年 月分） 合 計 円
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで（延べ 月間）
返 還 期 間	年 月から 年 月まで（延べ 月間）
貸 付 金 利 子	無利子 （延滞利子 年 %）
返 還 方 法 1 回の返還額	月賦返還（返還回数 回） 円 半年賦返還（返還回数 回） 円
貸 付 条 件 等	1 この通知書に記載されている事項のほか、修学資金の貸付けに関しては、「保育士修学資金貸付等事業の実施取扱細則」に定めるところによること。 2 「保育士修学資金貸付等事業の実施取扱細則」の規定を遵守すること。 3 「保育士修学資金貸付契約書」（第2-③号様式）に添付書類を添えて、14日以内に新潟県社会福祉協議会長に提出すること。

保育士修学資金貸付不承認通知書

新社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長

年 月 日付けで申請のあった保育士修学資金の貸付けについては、審査の結果、
不承認となりました。

収入印紙
200 円

保育士修学資金貸付契約書

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、保育士修学資金貸付等事業の実施取扱細則（以下「細則」という。）第11の規定により保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し次のとおり修学資金を貸付けるものとする。

貸付額 保育士修学資金貸付決定通知書により決定した貸付金額

貸付期間 保育士修学資金貸付決定通知書により決定した貸付期間

交付時期 原則として、新規に貸付けの決定を受けた年度は、本契約書の提出があった後の甲が別途通知する日

養成施設に在学し継続して交付を受ける年度は、養成施設の長から在学状況の報告があった後の5月31日及び10月31日

交付先 乙名義の銀行口座に振込み

銀行名 _____

支店名 _____

口座種類 （普通預金）

口座番号 _____

返還期間 保育士修学資金貸付決定通知書により決定した返還期間

返還方法 保育士修学資金貸付決定通知書により決定した返還方法及び1回の返還額

第2条 乙は、細則第17の4の規定により保育士修学資金返還計画申請書を提出したときは、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

第3条 甲は、乙が不正に修学資金の貸付けを受けたときは、この契約を解除し、当該不正に貸付けを受けた修学資金に相当する額を返還させるものとする。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、すでに貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

第4条 前各条に定めるもののほか、乙は、細則に定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

第5条 この契約及び細則に定めのない事項並びにこの契約に疑義を生じた事項は、甲の指示により解決するものとする。

※裏面に続く

(裏)

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 郵便番号 950-8575
住 所 新潟市中央区上所2丁目2番2号
電話番号 025-281-5605
氏 名 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
会長

印

乙 郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
氏 名

印

連帯保証人 郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
氏 名

印

連帯保証人 郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
氏 名

印

- 注1 収入印紙(200円)を1通に貼り、乙が消印すること。
2 乙及び連帯保証人の欄は、それぞれ本人が自署し押印すること。
3 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写しを添付すること。
4 修学資金の交付先である乙名義の銀行口座通帳(銀行名、支店名、口座種類、口座番号及び口座名義が記載しているページ)の写しを添付すること。
5 貸付決定通知を受けた日から14日以内に甲に提出すること。
6 この契約書を提出しない場合は、借受けを辞退したものとみなす。

収入印紙
円

保育士修学資金借用証書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借 受 人 貸付決定番号
郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
氏 名

印

連帯保証人 郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
氏 名

印

連帯保証人 郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
氏 名

印

借受人は、保育士修学資金貸付等事業の実施取扱細則の規定に基づく修学資金として、下記の金額を借用しました。

ついては、同細則の規定を遵守するとともに、借用した修学資金の返還について、新潟県社会福祉協議会長が指示する方法等により、遅滞なくその債務を履行します。

連帯保証人は、借受人が借用した修学資金の返還について、借受人と連帯してその返還の債務を負担します。

記

借用金額	円
貸付金利息	無利子 (延滞利子 年 %)
返 還 方 法	返 還 (返還回数 回)

注1 収入印紙（ 円）を貼り、借受人が消印すること。

2 借受人及び連帯保証人の欄は、それぞれ本人が自署し押印すること。

3 修学資金の最後の交付を受けた後の別途指定する日までに、提出すること。

養成施設卒業届

年 月 日

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記のとおり養成施設を卒業したので届け出ます。

記

資格取得等	養成施設名	
	卒業年月日	年 月 日
	資格取得の有無	保育士の資格を [取得した ・ 未取得]

卒業後の就業等の予定		この届と併せて提出する申請書等
修学資金の返還予定	返還の開始	1 指定の保育士業務以外に就業・就業予定 2 県外において指定の保育士業務に就業・就業予定 3 その他 ()
	返還猶予を申請	・ 返還計画申請書 (第4-①号様式)
		1 貸付けを受けた地域において指定の保育士業務に就業 2 今後、指定の保育士業務に従事する意思がある 3 貸付契約解除後も引き続き養成施設に在学 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由
		・ 返還猶予申請書 (第5-①号様式) ・ 保育士業務従事届 (第3-③号様式)
		・ 返還猶予申請書 (第5-①号様式)
		・ 返還猶予申請書 (第5-①号様式) ・ 養成施設の在学証明書
		・ 返還猶予申請書 (第5-②号様式) ・ その事由を証明する書類

注1 「資格取得等」の欄は、該当する文字を○で囲むこと。

注2 「卒業後の就業等の予定」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

注3 保育士の資格を取得し登録簿に登録した後は「保育士登録届」(第3-②号様式)を提出すること。

○養成施設の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

養成施設の所在地

養成施設の名称

養成施設の長の職名及び氏名

印

保 育 士 登 録 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記のとおり保育士登録簿に登録されたので届け出ます。

記

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	

注 登録証の写し（A4版に複写）を添付すること。

保育士業務従事届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

㊞

貸付番号 ()

下記のとおり指定の保育士業務に従事（予定）していることを届け出ます。

記

施設等の名称	
所在地	〒 TEL
施設等の種別	
職種	
就業（予定）年月日	年 月 日

○指定の保育士業務の従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職及び氏名

㊞

保育士業務従事先等変更届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記のとおり指定の保育士業務の従事にかかる事項について届け出ます。

記

変更前の従事先	施設等の名称	
	所在地	〒
	異動・退職年月日	年 月 日
変更後の従事先	施設等の名称	
	所在地	〒 TEL
	施設等の種別	
	職 種	
	異動・就業年月日	年 月 日

○新たな従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職名及び氏名

印

保育士業務従事状況報告書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

印

貸付番号

(

)

下記のとおり該当期間における指定の保育士業務の従事状況について報告します。

記

報告の該当期間	年 月 日 から		年 月 日
従事先の施設等名称	施設等の種別	職 種	従事期間
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
育児休業等で 従事していない期間	年 月 日 から		年 月 日まで
	[理由]		

注 「報告の該当期間」内に指定の保育士業務の従事先が複数ある場合は、様式をコピーのうえ従事先別に作成すること。

○指定の保育士業務の従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒
施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職名及び氏名

印

保育士修学資金返還計画申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

借受人との関係 ()

下記により保育士修学資金を返還したいので申請します。

記

借 受 人 の 氏 名		貸付番号 ()	
返 還 債 務 額	①借用金額	円	
	②返還免除を受けた金額	円	
	③返還すべき金額	円 (①-②)	
返 還 期 間	①貸付期間	年 月 から 年 月 まで (延べ 月間)	
	②返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで	
	③返還期間	年 月 から 年 月 まで (延べ 月間)	
返 還 方 法 等	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他 ()	
	②返還回数	回	
	③1回当たりの返還金額	円 (③×②=返還すべき金額)	
返 還 事 由		○返還事由の発生日 年 月 日 1 貸付契約が解除された 2 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかった 3 貸付けを受けた地域以外で保育士業務に従事した(指定の国立施設を除く) 4 保育士業務に従事する意思がなくなった 5 保育士業務の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった 6 返還の債務の返還猶予期間が終了した	

注 「返還方法」及び「返還事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

保育士修学資金返還計画変更承認申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

借受人との関係 ()

下記により保育士修学資金返還計画を変更したいので申請します。

記

借受人の氏名		貸付番号 ()	
返 還 債 務 額	①借用金額	円	
	②返還免除を受けた金額	円	
	③返還済金額	円	
	④返還未済金額	円 (①－②－③)	
変 更 前	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他 ()	
	②返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)	
	③返還回数	回	
	④1回当たりの返還金額	円 (④×③＝返還未済金額)	
変 更 後	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他 ()	
	②返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)	
	③返還未済額の返還回数	回	
	④1回当たりの返還金額	円 (④×③＝返還未済金額)	
変 更 理 由			

注 「返還方法」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

保育士修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記により保育士修学資金の返還債務履行の猶予を受けたいので申請します。

記

返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
申 請	①履行猶予申請額	円
	②履行猶予申請期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還履行猶予の事由 (添付書類)		○履行猶予事由の発生年月日 年 月 日 1 貸付契約が解除された後も引き続き養成施設に在学している (養成施設の在学証明書を添付) 2 貸付けを受けた地域において指定の保育士業務に従事している (保育士業務従事届(第3-③号様式)を添付) 3 今後、指定の保育士業務に従事する意思がある [下記の欄に今後の従事に向けた意思を記載すること]
具 体 的 な 内 容		

注 「返還履行猶予の事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

保育士修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記により保育士修学資金の返還債務履行の猶予を受けたいので申請します。

記

返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
申 請	①履行猶予申請額	円
	②履行猶予申請期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還履行猶予の事由		○履行猶予事由の発生年月日： 年 月 日 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行が困難である (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)
具 体 的 な 内 容		

※裏面に続く

【借受人の状況】

ふりがな					
氏 名 (年齢)	(満 歳)				
家族の人数	人 (借受人を含む)	主 な 家 計 支持者氏名		借 受 人 との続柄	
借受人の職業 及び勤務先	【職 業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL				
収 入 金 額	月収 円 (給与所得、収入所得見込み)				
借受人の収入状態	1 昨年と同じ 2 収入状態が変わった 理由 ()				
借受人及び家族の状況					

注 1 「借受人の職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は()に詳細を記載すること。

2 「借受人の収入状態」の欄は、該当する番号を○で囲み、2の場合は理由を記載すること。

【連帯保証人1の状況】 独立した生計を営む者 (本人が自署のこと)

ふりがな			
氏 名 (年齢)	(満 歳) ⑥		
借受人との続柄		収入金額 (月収)	円 (給与所得、所得見込み)
住所・電話番号	〒	TEL	
職業及び勤務先	【職 業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL		
連帯保証人及び 家 族 の 状 況	【家族の人数】 人 (連帯保証人を含む) 【状 況】		

注 「職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は()に詳細を記載すること。

【連帯保証人2の状況】 借受人の法定代理人 (本人が自署のこと)

ふりがな			
氏 名 (年齢)	(満 歳) ⑥		
借受人との続柄		収入金額 (月収)	円 (給与所得、所得見込み)
住所・電話番号	〒	TEL	
職業及び勤務先	【職 業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL		
連帯保証人及び 家 族 の 状 況	【家族の人数】 人 (連帯保証人を含む) 【状 況】		

注 「職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は()に詳細を記載すること。

保育士修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

借受人との関係（

）

下記により保育士修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

記

借 受 人 の 氏 名		貸付番号（ ）	
返 還 債 務 額	①借用金額	円	
	②返還免除を受けた金額	円	
	③返還済金額	円	
	④返還未済金額	円（①－②－③）	
期 間	①貸付期間	年 月 から 年 月 まで（延べ 月間）	
	②履行猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで（延べ 月間）	
返還の債務の免除申請額		円	
返 還 の 免 除 事 由	○返還免除事由の発生日 年 月 日		
	1 保育士登録簿に登録したうえで貸付けを受けた地域において保育士業務に引き続き5年間等の規定従事期間に従事した（下記の欄に具体的に記載すること）		
	2 指定の保育士業務の業務上の事由による死亡、又は心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった（下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること）		
	3 保育士登録簿に登録したうえで貸付けを受けた地域において保育士業務に2年以上従事した（下記の欄に具体的に記載すること）		
	4 死亡し、又は障害により返還が困難（下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること）		
	5 その他の事由により返還が困難（下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること）		
具 体 的 内 容			
就 業 の 状 況	就業先の施設等名称	施設等の種別	職 種
	保育士業務の従事期間		
	年 月 日～ 年 月 日		
	年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日			

注 「返還の免除事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。



連帯保証人変更申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人（自署） 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記のとおり連帯保証人を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

申請内容	現在	ふりがな 氏 名				
	新たな連帯保証人	ふりがな 氏 名	(満 歳)			
		申請者との続柄		収入金額（月収）	円（給与取得、所得見込み）	
		住所・電話番号	〒 電話番号 / 携帯番号			
		職業及び勤務先	【職 業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL			
変更の理由						

○連帯保証人（本人が自署のこと）

借受人_____が新潟県社会福祉協議会から貸付を受けた保育士修学資金の返還をしなければならぬときは、借受人と連帯してその返還の債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（裏面記載）について同意します。

年 月 日

連帯保証人 氏 名

印

注1 収入印紙（200 円）を貼り、借受人が消印すること。

注2 借受人及び連帯保証人は、それぞれ本人が自署し押印すること。

注3 新たに連帯保証人となる者の所得課税証明書（市町村発行）及び住民票又は運転免許証の写しを添付すること。

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「保育士修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
 - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
 - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

氏 名 ・ 住 所 変 更 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記の事項について届け出ます。

記

変 更 し た 者		借 受 人 ・ 連 帯 保 証 人
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 前	1 氏 名	
	2 郵便番号	
	3 住 所	
	4 電話番号	
	5 携帯番号	
変 更 後	1 氏 名	
	2 郵便番号	
	3 住 所	
	4 電話番号	
	5 携帯番号	
変 更 理 由		

注1 「変更した者」の欄は、該当する文字に○で囲むこと。

2 変更があった者の氏名変更は戸籍抄本を、住所変更は住民票抄本を添付すること。

死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

届出人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

㊞

借受人との関係 ()

保育士修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

借 受 人 の 氏 名	貸付番号 ()
死 亡 年 月 日	年 月 日
死亡時の状況	1 養成施設に在学していた 2 保育士業務に従事していた 3 保育士業務以外の業務に従事していた 4 その他 ()
死亡事由	(指定の保育士業務に従事していた場合の死亡事由) 1 保育士業務の業務上の事由 2 業務外の事由

注 「死亡時の状況」及び「死亡事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

連 帯 保 証 人 死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号 ()

下記の連帯保証人が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

記

連帯保証人氏名	
死 亡 年 月 日	年 月 日

退学・休学・停学・復学・留年届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

貸付番号

(

)

下記の事項について届け出ます。

記

届 出 事 項	退学	退学をした日	年 月 日
	休学	休学期間	年 月 日から 年 月 日まで ※復学予定時の学年次(年次)
		授業料等の徴収	徴収されている ・ 徴収されていない
	停学	処分を受けた日	年 月 日
		停学期間	年 月 日から 年 月 日まで
	復学	復学をした日	年 月 日 ※ 復学時の学年次(年次)
		休学・停学期間	年 月 日から 年 月 日まで
	留年	留年した学年次	学年次
		卒業予定年月日	年 月 日
	退学・休学・停学 復学・留年の理由		

注 該当する届出事項(退学・休学・停学・復学・留年)を○で囲み、必要事項を記入すること。

○養成施設の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

養成施設の所在地

養成施設の名称

養成施設の長の職名及び氏名

印

保育士修学資金貸付辞退届
(保育士修学資金)

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住所

電話番号

ふりがな

氏 名



貸付決定番号 ()

下記のとおり保育士修学資金の貸付けを受けることを辞退したいので届け出ます。

記

貸付決定金額	円
辞退する時期	年 月 日
辞退する金額	修学費月額計 円 入学準備金 円 就職準備金 円 生活費加算月額計 円 <u>合 計 円</u>
辞退後の貸付金額	円
辞退の理由	

養成施設在学状況報告書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

養成施設の所在地

養成施設の名称

養成施設の長の職及び氏名

印

保育士修学資金の借受人である下記の修学生の 年 月 日 現在における
在学状況について報告します。

記

貸付番号	氏 名	学年	在 学 等 の 状 況
			1 修学中 2 休学中 (年 月 日から 年 月 日までの予定) 3 停学中 (年 月 日から 年 月 日までの予定) 4 留年した 5 貸付契約解除後も引続き在学中 6 退学した (年 月 日)
			1 修学中 2 休学中 (年 月 日から 年 月 日までの予定) 3 停学中 (年 月 日から 年 月 日までの予定) 4 留年した 5 貸付契約解除後も引続き在学中 6 退学した (年 月 日)
			1 修学中 2 休学中 (年 月 日から 年 月 日までの予定) 3 停学中 (年 月 日から 年 月 日までの予定) 4 留年した 5 貸付契約解除後も引続き在学中 6 退学した (年 月 日)
			1 修学中 2 休学中 (年 月 日から 年 月 日までの予定) 3 停学中 (年 月 日から 年 月 日までの予定) 4 留年した 5 貸付契約解除後も引続き在学中 6 退学した (年 月 日)
			1 修学中 2 休学中 (年 月 日から 年 月 日までの予定) 3 停学中 (年 月 日から 年 月 日までの予定) 4 留年した 5 貸付契約解除後も引続き在学中 6 退学した (年 月 日)

注 「在学等の状況」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

養成施設卒業状況報告書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

養成施設の所在地

養成施設の名称

養成施設の長の職及び氏名

(印)

年 月 日 に卒業した保育士修学資金の借受人である下記の修学生の卒業等の状況について報告します。

記

貸付番号	氏 名	資格取得の状況	卒 業 後 の 状 況
		保育士資格を ↓ 1 取得 2 未取得	1 貸付けを受けた地域において保育士業務に就業する 2 貸付けを受けた地域以外において保育士業務に就業する ※指定の国立施設を除く 3 他種の業務に就業する 4 保育士業務の就業を目指す
		保育士資格を ↓ 1 取得 2 未取得	1 貸付けを受けた地域において保育士業務に就業する 2 貸付けを受けた地域以外において保育士業務に就業する ※指定の国立施設を除く 3 他種の業務に就業する 4 保育士業務の就業を目指す
		保育士資格を ↓ 1 取得 2 未取得	1 貸付けを受けた地域において保育士業務に就業する 2 貸付けを受けた地域以外において保育士業務に就業する ※指定の国立施設を除く 3 他種の業務に就業する 4 保育士業務の就業を目指す
		保育士資格を ↓ 1 取得 2 未取得	1 貸付けを受けた地域において保育士業務に就業する 2 貸付けを受けた地域以外において保育士業務に就業する ※指定の国立施設を除く 3 他種の業務に就業する 4 保育士業務の就業を目指す
		保育士資格を ↓ 1 取得 2 未取得	1 貸付けを受けた地域において保育士業務に就業する 2 貸付けを受けた地域以外において保育士業務に就業する ※指定の国立施設を除く 3 他種の業務に就業する 4 保育士業務の就業を目指す

注 「資格取得の状況」及び「卒業後の状況」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。